

長野県警察本部と信州大学教育学部との  
児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書

長野県警察本部（以下「甲」という。）及び信州大学教育学部（以下「乙」という。）は、児童生徒の安全を脅かす犯罪や事故等が多発する中で、少年の非行問題が多様化、深刻化してきている現状を踏まえ、乙の附属学校園（以下「附属学校園」という。）の園児及び児童生徒（以下「児童生徒」という。）の安全の確保と非行の防止を図るとともに、豊かな感性や情操、思いやりの心などを育み児童生徒の健全育成を推進するため、相互の連携に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、自らの役割を果たしつつ、問題の所在を相互に理解し、緊密な連携のもとに効果的な対応を図ることを目的とする。

（連携関係機関）

第2条 この協定に基づき連携する関係機関（以下「連携機関」という。）は、次の各号に掲げる機関とする。

- (1) 甲及び警察署（長野県内のすべての警察署）
- (2) 乙及び附属学校園

（連携の内容）

第3条 連携機関は、一般的な情報交換による連携はもとより、児童生徒の安全を確保するために必要かつ具体的な情報及び個々の問題行動に着目した具体的な情報を相互に連絡することにより、実質的な連携を図るものとする。

2 甲及び乙は、必要に応じて、関係する警察署及び附属学校園と協議を行い、次条の対象事案について具体的な対策を講じるものとする。

（相互連絡の対象事案等）

第4条 この協定に基づく相互連絡の対象事案は、次の各号に掲げる事案とする。

- (1) 安全確保のための相互連絡の対象事案
    - ア 不審者に関する事案
    - イ その他児童生徒の安全を確保するために必要な事案等
  - (2) 警察署から附属学校園への連絡対象事案
    - ア 児童生徒が身柄付送致又は身柄付通告された事案のうち、警察署が附属学校園との連携を必要と認めるもの
    - イ 児童生徒の非行及び不良行為が共犯で行われた事案並びに関係者が複数にわたる事案で、他の児童生徒に影響を及ぼすおそれがあり、警察署が附属学校園との連携を必要と認めるもの
    - ウ 児童生徒が犯罪等の被害に遭った事案で、警察署が附属学校園との連携及び継続的な支援が必要と認めるもの
    - エ その他事案の内容から、児童生徒の非行、犯罪被害を防止し、又は健全育成のために警察署が附属学校園との連携を必要と認めるもの
  - (3) 附属学校園から警察署への連絡対象事案
    - ア 重大かつ深刻ないじめ、暴力行為等の犯罪の可能性が高く、附属学校園が警察署との連携を必要と認めるもの
    - イ 児童生徒の生命、身体又は財産を保護するため、附属学校園が警察署との連携を必要と認めるもの
    - ウ 児童生徒が犯罪被害に遭うおそれがあり、附属学校園が警察署との連携を必要と認めるもの
    - エ その他事案の内容から、児童生徒の安全確保のため、附属学校園が警察署との連携を必要と認めるもの
- 2 連絡の必要性については、対象事案を取り扱った連携機関が、それぞれ判断するものとする。

（相互連絡の範囲）

第5条 この協定に基づく相互連絡の範囲は、対象事案に係る児童生徒の氏名、対象事案の概要及び対象事案に関係する児童生徒の安全確保、再非行防止、被害防止並びに健全育成に資するために必要な情報とする。

（連絡責任者等）

第6条 連携機関における連絡責任者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲 少年課長
- (2) 乙 教育学部長
- (3) 警察署 警察署長
- (4) 附属学校園 附属学校園長

2 連絡責任者は、それぞれ連絡担当者を指定するものとする。

3 連絡責任者又は連絡担当者は、相互に本協定の目的に沿って、面接又は電話により、速やかに連絡を行うものとする。

4 警察署は甲へ、附属学校園は乙へ事案報告を行い、適切な措置が図られるよう配慮するものとする。

（秘密保持）

第7条 この協定に基づき相互に提供された情報については、秘密の保持を徹底するとともに、本協定の目的と趣旨を逸脱した取扱いをしてはならない。

2 連絡責任者は、秘密の保持を徹底するために必要な措置を講じるものとする。

（配慮事項）

第8条 この協定に基づく連携は、相互理解と信頼関係を保持するため、次の各号に配慮するものとする。

- (1) 相互に連絡する情報については、正確を期するものとする。
- (2) 対象事案に関係した生徒の指導については、真に教育的効果を考えて行うものとする。

（経費の負担）

第9条 この協定の実施に係る費用は、連携機関が協議してそれぞれに負担するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の相互連携の評価を行い、両機関の合意により更に3年間自動更新することができる。

（細目）

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙両者が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年12月 1日

甲 長野県警察本部生活安全部長

須江和幸

乙 信州大学教育学部長

平野吉直